

松山市郵便入札運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(入札方法)

第2条 市長は、市が発注する建設工事のうち、総合評価競争入札対象案件について郵便入札に付するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札参加申請及び入札の同時実施)

第3条 入札参加希望者は、入札参加申請及び入札を同時に行なわなければならない。

(入札参加申請書等の提出)

第4条 郵便での入札参加申請書、入札書及び工事費内訳書の提出は、次のとおり行なう。

2 提出書類

(1) 入札参加申請書

松山市総合評価競争入札実施要領に定める、総合評価競争入札参加資格申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類のうち、案件ごとに公告文等に定めた書類を添付すること。

- ア 工程表（第2号様式）
- イ 技術的所見（第3号様式）
- ウ 事業所等施工実績（第4号様式）
- エ 配置予定技術者等の資格及び施工実績等（第5号様式）
- オ 技術提案書（第6号様式）
- カ 技術提案の取扱いに関する事項（第7号様式）
- キ 災害時における地域貢献活動の実績調書（第8号様式）
- ク 総合評価競争入札参加資格確認資料（第9号様式）
- ケ 資本関係及び人的関係に係る状況届（第10号様式）
- コ 社会保険等の適用除外に係る誓約書（第11号様式）
- サ 企業の施工能力に係る状況届（第12号様式）
- シ その他市長が必要と認めるもの

(2) 入札書及び工事費内訳書の記載方法

入札書には、次の必要事項を記載すること。

- ア 入札書の日付は、開札の日を記載すること。
- イ 入札者は、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札書及び工事費内訳書には、提出先、開札日、住所、商号又は名称、代表者職氏名、入札金額、件名等必要事項を記載し、市に届出をした印鑑を押印すること。

3 提出方法

(1) 郵便の種類

郵便の種類は、一般書留又は簡易書留とする。

- (2) 入札参加申請書は、入札書及び工事費内訳書を入れた小封筒と併せて大封筒に入れ、糊付け封印し、大封筒の外側には、開札日時、件名及び商号又は名称を記入すること。
なお、封筒は指定しないため、各自の封筒を使用すること。

(3) 宛て先 〒790-0003

松山中央郵便局留

松山市役所 契約課 行

4 到着期限

第2項に定める提出書類は、公告文等に定める提出期限までに郵便局へ必着させることとし、到着してない場合は、入札に参加することができないものとする。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年9月30日までに契約を締結し、かつ、目的物の引渡しを受けることが見込まれる案件についての第4条第2項第2号の規定の適用については、同号の規定中「110分の100」とあるのは、「108分の100」とする。